

2 / 27 (木) の発表



ウポポイ

UNIVERSITY OF HOKKAIDO
民族共生象徴空間

北海道白老町に2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時

2月27日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道食品機能性表示制度【愛称：ヘルシーD o (ドゥ)】 第14回認定について								
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者							
		発表場所							
概要	<p>○自治体による食品機能性に関する認定制度である「北海道食品機能性表示制度(ヘルシーD o)」について、2月27日付けで、<u>第14回認定商品を別紙1 [2社・2認定(2商品)] のとおり決定しました。</u></p> <p>【今回認定のポイント】</p> <p>○新たな機能性素材「クマイザサ粉末」を含む商品を認定します。</p> <p>○北海道帯広農業高等学校については、第12回認定(平成31年2月25日認定)に引き続き2件目の商品を認定します。</p> <p>【参考1：これまでの認定実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>第1回～第13回認定</td> <td>61社105認定(115商品)</td> </tr> <tr> <td>第14回(令和2年2月27日認定)</td> <td>2社 2認定 (2商品)</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>累計62社107認定(117商品)</td> </tr> </table> <p>【参考2】</p> <p>第14回申請分については、一部案件の審査を継続しており、今後追加で商品が認定される場合があります。</p> <p>【参考3】</p> <p>次回の申請受付は、令和2年(2020年)5月1日～29日の予定です。</p>			第1回～第13回認定	61社105認定(115商品)	第14回(令和2年2月27日認定)	2社 2認定 (2商品)	累計	累計62社107認定(117商品)
第1回～第13回認定	61社105認定(115商品)								
第14回(令和2年2月27日認定)	2社 2認定 (2商品)								
累計	累計62社107認定(117商品)								
参考									
報道(取材)に当たってのお願い	より多くの皆様に認定商品を知っていただきたいと考えておりますので、積極的な報道をお願い致します。								
他のクラブとの関係	同時配付(場所)								
	同時レタ								
担当 (連絡先)	経済部食関連産業室研究集積グループ(担当：主幹 島崎 範子) TEL：(直通)011-204-5226								

北海道食品機能性表示制度 第14回新規認定一覧

令和2年(2020年)2月27日認定 [2社・2認定(2商品)]

認定番号	申請者	商品の名称	商品の形態	商品に表記する成分名 【論文上の機能性成分】
北海道認定 第14-0106号	北海道札幌市北区北21条西12丁目2北大ビ ネス・スプリング内 株式会社ユニアル・ライフサイエンス 代表者 原 英郎	笹青汁	笹粉末	クマイザサ粉末【クマイザサ粉末】
北海道認定 第14-0107号	北海道帯広市稲田町西1線9番地 北海道帯広農業高等学校 校長 二木 浩志	帯農chōみるくあいす	ミルクアイス	ラフィノース【ラフィノース】

問い合わせ先

認定商品名称	問い合わせ先	担当者	電話番号
笹青汁	株式会社ユニアル・ライフサイエンス	製品開発部 石倉 喜郎	03-5248-7566
帯農chōみるくあいす	北海道帯広農業高等学校	教諭 大和田 恭平	0155-48-3051

北海道食品機能性表示制度 [ヘルシーDo]

本制度は、健康食品等に含まれる機能性成分に関して、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を北海道が認定する制度であり、平成25年4月から、全国初の地方自治体版の機能性食品表示制度としてスタートしたものです。

道内で製造された食品について、機能性の科学的根拠を踏まえ差別化を行うことにより、消費者の方々に適切な商品選択の情報提供を行うとともに、北海道の食関連産業の付加価値向上を支援することを目的としています。



認定基準

「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」とは

- ・食品に含まれる成分(機能性素材)について、健康の維持・増進効果の検証のために行われたヒト介入試験の結果に基づき論文が作成された研究

科学的研究の水準

- ・研究結果に基づき作成された論文が、同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文誌に掲載されていること

対象等

【商品】加工食品

- 【要件】
- ・商品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
 - ・北海道で製造された商品であること
 - ・制度の認定を受けた日から、6か月以内に販売する予定であること
- ※平成27.4月制度改正 ①道外企業による道内へのOEMを認める
②要件を満たせば機能性表示食品との併記も可能

【研究対象】 単一成分・組成物

【申請受付】 5月 及び 11月

表示イメージ



制度の特徴

- ・研究の対象は、「機能性成分(素材)」であること。
- ・北海道が効果効能を保証するものではないこと。
- ・「一定水準の研究の存在」を認定するものであること。
- ・効果効能を表示することは不可であること。

認定商品(例)

累計 62社 107件(117商品) (R2.2月現在)



フェイスブックを始めました!

平成29年7月からフェイスブックの運用を開始しました! 制度のご紹介やイベント開催など、ヘルシーDoに関連した情報を発信していますので、是非、ご覧ください!

ご覧いただく場合は、右記のQRコードを読み取っていただくか、「ヘルシーDo フェイスブック」で検索してください。

ヘルシーDo フェイスブック

